

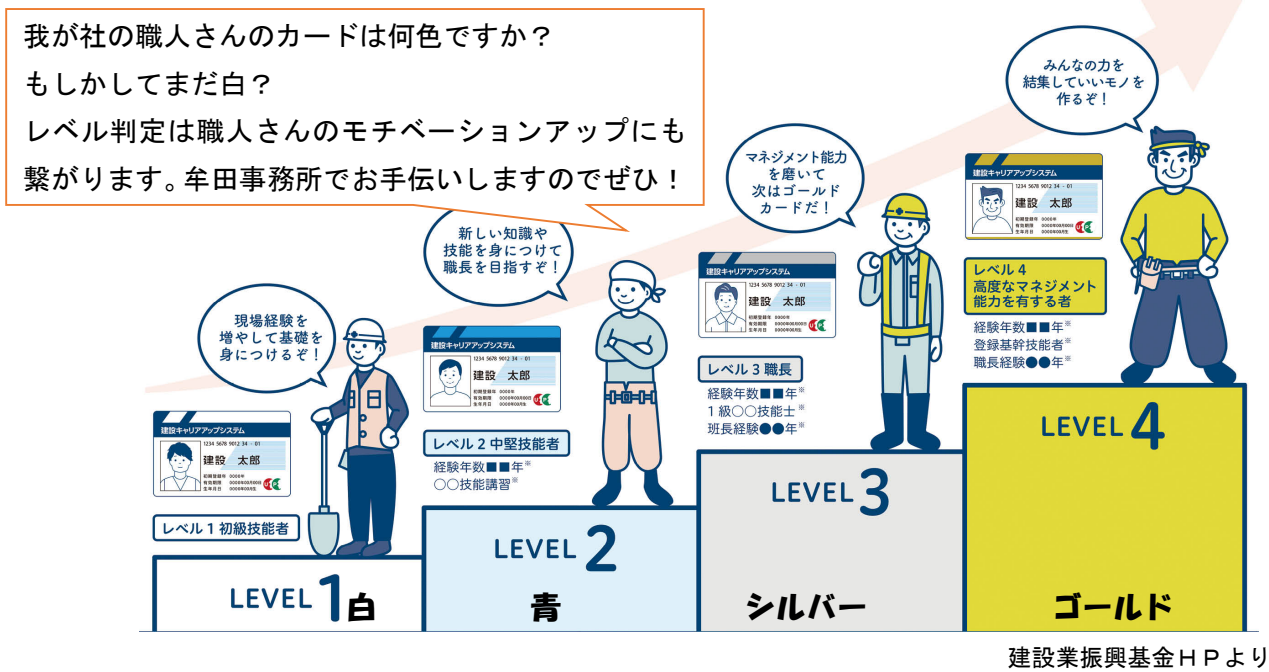
牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2023.8

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 特集 ～ CCUSのレベル判定 ～経過措置が延長

レベル判定とは、CCUS（建設キャリアアップシステム）に登録した技能者の「就労日数」「有資格」「経験」などをもとに能力を評価する制度のことです。



経過措置中！ 急いで能力評価を！

CCUS利用開始前の就業履歴は、「経歴証明書」を提出してレベル判定の申請が可能です。この経過措置が2024年3月31日から**2029年3月31日まで5年間延長**されました。

2029年4月1日以降は、CCUSに蓄積されたデータのみで審査されるようになり、過去の経験は反映されません。つまり、建設業で10年の経験があっても、経歴証明書を提出せずCCUSの登録をしてから1年しか経ってないと、経験1年と判断されるようになる、というわけです。登録基幹技能者や、1級2級の資格をお持ちの方はもちろん、資格がない方もぜひ実務経験だけでレベル判定を行ってください。経審を受審される事業所様はこのレベル判定により加点されます！牟田事務所でもお手伝いしますので、ご連絡ください。

★運送業★

トラックGメン創設！！

7月21日に【トラックGメン】が創設されました。

このトラックGメン適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業、元請事業者を監視するために国土交通省、地方運輸局に設置され全国で162名が任命されました。

トラックドライバーは他の産業と比べて労働時間が2割長いにもかかわらず賃金は3割低いと言われ、担い手不足が喫緊の課題となっています。

更に2024年から時間外労働の上限規制が適用されます。運送業界は多重の下請け構造となっており、元請けは正規の金額で払っていても実際に運ぶ事業者では、赤字ギリギリなんていうところも。そんな中、新型コロナウイルスや原油価格の高騰などの影響を受けトラック事業者の経営状況はいつそう厳しさ増し、労働条件の改善や担い手の確保は全然進んでおりません。



今までも荷主、元請け事業者に対しての働きかけを多少は行ってきましたが、依然として、長時間の荷待ち、運賃料金等の不当な据え置きが十分に解消されておりません。

そこでこのトラックGメン！！荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものにするために設置されました。トラック事業者からの情報収集を強化し、法律に基づく荷主・元請への『働きかけ』『要請』を行い最終的には『勧告・公表』する制度により執行力を強化し、荷主対策の制度の実効性を高め、適正取引、労働環境の改善を目指します。

建設資材の販売会社さんから「うちの荷物運んでもらえるのかな、どうしたらいい？」と聞かれることがあります。「大丈夫！ 運賃上げて下さい。」と答えます！いつ？「今」です。

取り組んでいますか？ 運輸安全マネジメント！

そもそも運輸安全マネジメントとは、輸送の安全が最も重要であるという意識を社長から全ての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度です。

運輸安全マネジメントは全てのトラック事業者が対象となっており、200両以上の事業者は安全管理規定の設定及び実際に何をするのか。(10両以上あればやりましょう！)

「Plan (計画)」⇒「Do (実行)」⇒「Check (チェック)」⇒「Act (改善)」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ります。そして、毎事業年度にその取り組みを公表しなければなりません。巡回指導の際にも確認されるので日頃から取り組みましょう。まずはできるところから行い徐々にレベルアップ！

そして経営者だけでなく管理者、ドライバーさんを含めて全員で取り組み、安全管理体制の構築により事故ゼロを目指していきましょう。



★産廃処理業★

令和3年度の産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況が発表されました。産業廃棄物処理施設の施設数が前年度よりも減少！前年度よりも減少するのは珍しい状況です。

中間処理施設が前年度より1施設のみ増加！もちろん年度内に1件しか許可されたわけではなく廃止される施設より設置された施設が1件多かったということです。

最終処分場は32施設減少、11施設が新たに許可されました。

最終処分場の残存容量（埋立可能な容積）は前年度よりも1,402万m³増加しました。一方で最終処分量は前年度よりも40万t減少し、最終処分場の残余年数（あとどれくらいの期間埋立てられるか）は、前年度よりも2.4年長くなり、19.7年となりました。

年々、最終処分場の残余容量が減っていると数年前の許認可通信に書いた記憶がありますが、新たな最終処分場がオープンする中、廃棄物の量が減少している状況は、景気の低迷や人口の減少などの理由もあるかもしれませんが、法整備や廃棄物処理技術が向上も大きな要因だと思います。

また、**産業廃棄物処理業全体の許可件数**（処分業および収集運搬業）は257,295件で前年度より7,432件増加している一方、廃止が1,942件と、前年度よりも135件増加。既存業者の廃業が進む一方で、新規参入がそれを上回るペースで増えているようです。

～積替え保管～

ちなみに愛知県の産廃処理施設数は、広大な敷地がある北海道に次いで全国第2位なんです！

モノづくりが盛んなだけに産業廃棄物の発生が多いからかもしれません。

新規参入が多いと書きましたが、個人的には建設業者さんの積替え保管許可が増えたらいいのと思っています。積保取得が処分コストの削減と再資源化率の向上につながります。

現場で発生した廃棄物を土場に持ち帰りたい建設業者さん！ぜひご相談ください。

アクリル板のリサイクル

新型コロナウイルスが5類に移行し、飲食店のアクリル板はほぼ見なくなりました。あの透明な板1枚でだいぶ隔たりを感じたのも過去、今は使用されなくなったアクリル板の処理方法が課題になっています。事業場から排出されるアクリル板はすべて産業廃棄物（廃プラ）。

牟田事務所で設置しているアクリル板も処分する場合は、産業廃棄物処理業者さんに委託をしなければいけません。そして今、産業廃棄物として排出されたアクリル板の大半は焼却処理。リサイクル率は1割程度しかないそうです！

環境省や経産省は対策を進めており、プラスチック資源循環促進法にもとづく再資源化事業計画について認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可が、計画の範囲内で不要！現在3社の事業計画が認定されています。

最近、推し活でアクリル製のグッズが多く販売されていますが、そういったところにリサイクル活用できる未来があったらいいなと思います。



★国際業務★ 建設業「特定技能2号」を取得するには？

○ 特定技能1号との違い

在留資格「特定技能」は、一定以上の知識や技術を持った外国人の方が、日本国内で働くための在留資格です。特定技能2号は、1号より熟練した技能と実務経験が必要になりますが、1号よりも有利な条件で日本に滞在できます。

特定技能1号として日本で働ける期間は更新しても最長で5年ですが、2号になると何度でも更新できるようになり在留期間の上限がなくなります。また、本国から家族を呼んで腰を据えて働くこともできるようになります。

○ 特定技能2号を取得するには？

特定技能2号を取得するためには、熟練した技能を示すために**定められた試験に合格**する必要があります。また、**職長・班長としての実務経験**が必要となります。

●合格が必要になる試験：技能検定1級

区分	技能検定1級（※は1級・2級に分かれていないもの）
土木	型枠施工、コンクリート圧送施工、鉄筋施工、とび、ウェルポイント施工、鉄工（構造物鉄工作業）、塗装、さく井、造園、路面標示施工※
建築	型枠施工、左官、コンクリート圧送施工、かわらぶき、鉄筋施工、内装仕上げ施工、表装、とび、建築大工、枠組壁建築※、エーエルシーパネル施工※、バルコニー施工※、建築板金、熱絶縁施工（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、石材施工、タイル張り、築炉、鉄工（構造物鉄工作業）、塗装、防水施工、建具製作、カーテンウォール施工、自動ドア施工、サッシ施工、ガラス施工、ブロック建築、樹脂接着剤注入施工、広告美術仕上げ、厨房設備施工
ライフライン・設備	配管、建築板金、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、冷凍空気調和機器施工

また、今年の11月からは区分ごとの「**建設分野特定技能2号評価試験**」が毎月実施される予定です。この試験に合格しても特定技能2号を取得することができます。

●職長・班長としての実務経験：最長3年

特定技能2号には、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験」が必要となります。ただし、具体的に必要となる実務経験の日数は職種ごとに異なっていて、建設キャリアアップシステムの能力評価基準のレベル3に相当する「就業日数（職長+班長）」とされています。例えば、能力評価基準「とび」の場合、2年（430日）以上となります。最長は3年（645日）以上です。

特定技能2号の取得に向けて

特定技能1号で働いている外国人の方にもっと長く働いてほしいと思っても、2号への切り替えの準備ができていないと5年で本国にお帰りいただくことになってしまいます。職種ごとに必要な実務経験の日数など、ご不明な点がございましたら牟田事務所までお問い合わせください。